○上尾伊奈資源循環組合組織規則

令和５年４月１日規則第１号

上尾伊奈資源循環組合組織規則

（目的）

第１条　この規則は、管理者の補助機関に関する組織（地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２９２条において準用する同法第１７１条第５項の規定に基づき、会計管理者の権限に属する事務を処理させるために設ける組織を除く。）について必要な事項を定めることにより、この所掌事務を明確にし、もって行政事務の適正かつ能率的な運営を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規則において「グループ」とは、上尾伊奈資源循環組合事務局設置条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第３号）第１条に規定する事務局（以下「事務局」という。）において編成される職員の集団をいう。

２　この規則において「リーダー」とは、次長が、グループに配置した職員のうちから、当該グループの事務を統括する者として別に定めるところにより指名した者をいう。

３　この規則において「サブリーダー」とは、次長が、グループに配置した職員のうちから、当該グループのリーダーを補佐する者として別に定めるところにより指名した者をいう。

（事務局の職及び職務）

第３条　事務局に、局長を置き、その職務は、上司の命を受け、事務局の事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。

２　事務局に、次長を置き、その職務は、上司の命を受け、事務局の事務を処理するため、所属職員を指揮監督する。

３　前項に定めるもののほか、必要に応じて、事務局に、次の表の左欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

職	職務
主幹	上司の命を受け、事務局の事務を整理するとともに、特に指定された極めて高度な事務を掌理し、リーダーとしての職務を行う（特に指名された主幹にあっては、更に、次長を補佐する。）。

副主幹	(1)　リーダーに指名された副主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務又は技術を掌理するとともに、リーダーとしての職務を行う（特に指名された副主幹にあっては、更に、次長を補佐する。）。 (2)　サブリーダーに指名された副主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務又は技術を掌理するとともに、サブリーダーとしての職務を行う。 (3)　リーダー又はサブリーダーに指名されていない副主幹にあっては、上司の命を受け、特に指定された特に高度な事務又は技術を掌理し、リーダー又はサブリーダーを補佐する。
主査	(1)　リーダーに指名された主査にあっては、上司の命を受け、特に指定された高度な事務又は技術を掌理するとともに、リーダーとしての職務を行う。 (2)　サブリーダーに指名された主査にあっては、上司の命を受け、特に指定された高度な事務又は技術を掌理するとともに、サブリーダーとしての職務を行う。 (3)　リーダー又はサブリーダーに指名されていない主査にあっては、上司の命を受け、特に指定された高度な事務又は技術を掌理し、リーダー又はサブリーダーを補佐する。
主任	上司の命を受け、困難な事務又は技術に従事する。
主事	上司の命を受け、当該事務に従事する。
技師	上司の命を受け、当該技術に従事する。

（補職）

第４条　前条において定める職は、職員のうちから管理者が命ずる。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。